



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 エス・バイ・エル株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 松川 敏 夫  
(コード番号 1919 東証大証 1 部)  
問 合 せ 先 管理本部長 新 倉 廣 之  
( T E L . 06-6242-0555 )

## ストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記の要領により当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 58 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第 361 条第 1 項第 3 号の報酬に該当します。従いまして、従来の取締役の報酬（現在、年額 120 百万円〔ただし、使用人分報酬は含まない。〕）は、同日開催予定の株主総会において「取締役の報酬等の額改定の件」が原案どおり承認可決されまると、年額 150 百万円〔ただし、使用人分報酬は含まない。〕となります。）とは別枠にて取締役 7 名（現在 4 名ですが、同日開催予定の株主総会において「取締役 7 名選任の件」が原案どおり承認可決されまると 7 名となります。）に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員に長期的な企業業績向上や企業価値の増大、株主を重視した経営を一層推進するためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員

#### 3. 新株予約権の内容及び数の上限等

##### ( 1 ) 新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式 600,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 新株予約権の数

600個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。)を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月1日から平成25年9月30日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、当社の従業員を定年により退職した場合及び当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

注)上記の内容については、平成21年6月26日開催予定の当社第58回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以上